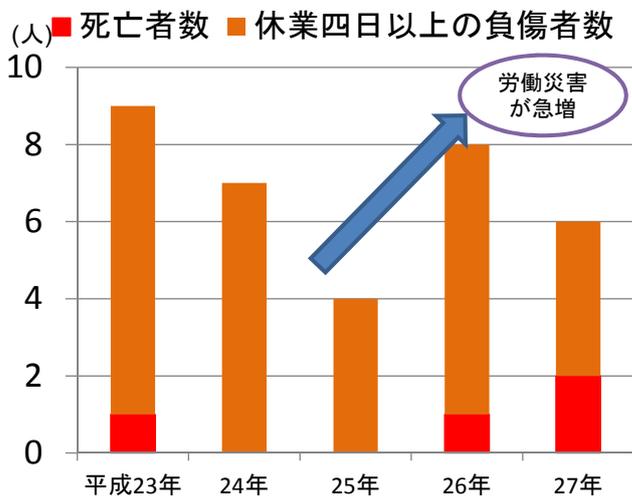


東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン

策定経緯

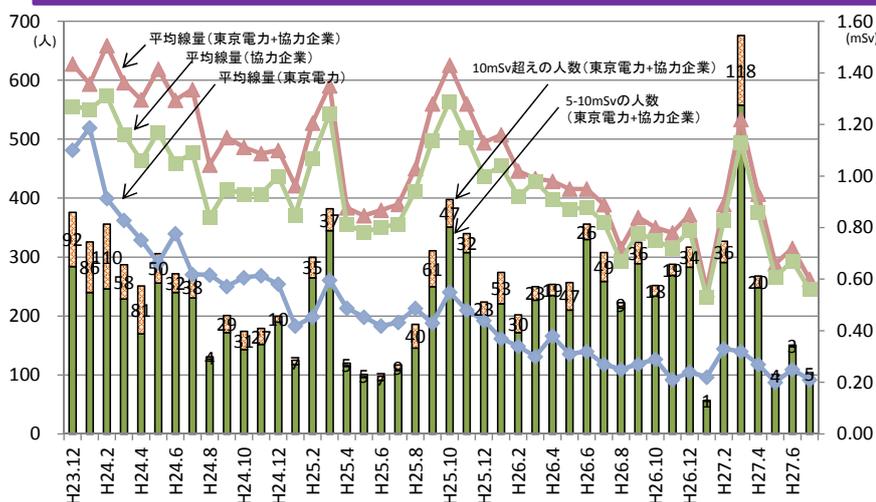
- 平成26年、労働災害が急増するとともに、平成27年1月と8月に死亡災害が発生。
- 1日あたりの労働者数が、1年前の約3,500人から約7,000人に倍増。
- 月別の平均被ばく線量は減少傾向にあるものの、被ばく線量が5ミリシーベルトを超える労働者数は横ばいであり、全労働者の被ばく線量の総計は高止まり。
- 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議により、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」が改訂(平成27年6月12日)。



*27年は8月までの速報値

厚生労働省調べ(死亡災害報告及び労働者死傷病報告)

東電福島第一原発の作業員の被ばく線量の推移(H23.12~H27.7)



東京電力報告資料を基に厚生労働省が作成

ガイドライン(平成27年8月26日策定)のポイント

1 東京電力と元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の確立

- 東京電力における安全衛生統括者等の選任と安全衛生協議組織の開催
- 元方事業者による関係請負人の指導・援助等

2 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の充実

- リスクアセスメント(業務に起因する危険性又は有害性を特定し、それによって生ずるおそれのある労働災害のリスクを見積もり、リスク低減の措置の検討を行うこと。)の実施とその結果に基づく労働災害防止対策の実施
- 新規入場者や作業指揮者などに対する教育の充実等

3 工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施

- 全労働者の被ばく線量の総計が1人・シーベルトを超えるおそれのある放射線業務について、①東京電力による「被ばく低減仕様書」の作成、②元方事業者による「放射線管理計画書」の作成及び労働基準監督署長への提出等

4 健康管理対策等

- 健康診断結果に基づく保健指導の実施、緊急医療体制の確保、熱中症対策、長期健康管理対策、作業環境の改善等

5 厚生労働省への報告等

- ①放射線管理計画及びリスクアセスメント結果(総計画線量1人・シーベルトを超えるおそれのある作業)、②放射線作業届(1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業)、③安全衛生管理状況、④労働者の被ばく線量等を、定期的又は随時に、富岡労働基準監督署又は厚生労働省に報告